

受付番号 第 号
2013年9月4日
時 分

山県市議会議員 様

山県市議会議員
寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号 1 番 答弁者 教育長、市長

質問事項 市の各種団体補助金の確認業務は適正か

《質問要旨》

市は、山県市補助金等交付規則（平成 15 年 4 月 1 日規則第 34 号）（以下、「規則」という）を前提に「目的」ごとに補助金交付要綱を定めている。

同規則の第 7 条（交付決定の取消し等）では、補助金等の交付決定取消、又は返還命令の場合として、「規則違反」「交付条件違反」「不適当な事業施行」「その他不正行為」の 4 項目を規定している。

この要綱を前提に、市は、事業や活動分野（目的）ごとに補助金交付要綱を定め、もって、補助金を交付し、報告を求めるとともに、精算事務を行っている。

このうち、「山県市教育振興事業補助金交付要綱」に基づく「芸術文化振興事業」のうち H 2 4 年度補助金に関して、私は、「交付条件」との適合に問題があったと認識する。

2012 年度（H 2 4 年度）の会計（出納）はすでに 5 月に閉鎖され、決算承認議案がこの議会で審査されているところである。当該事業は、補助を受けた団体が実績報告を市へ提出した後、しかも出納閉鎖後に明らかとなった。

一般に、返還の前提となる補助金精算は「5 年で時効」と認識されるから、過去の点検も必要である。

1. 当該事業の概要、原因、対応の説明を求める（固有名詞等は不要）。
2. 「芸術文化振興事業」に関する補助については、団体内でも数年来、問題点が指摘されていた。補助する市として各団体の運営の適正化のための方向性や在り方をどうするのか。よくある構造として、下部組織に対する助成金又は分配金等として利用された補助金の使途の課題も認識の上で示されたい。
3. 実績報告どおりと信じて出納閉鎖した市の側の問題もある。つまり補助事業の実績や補助目的との適合の点検、検証が不十分というしかないが、今後どのようにして行くのか。そもそも、今後の同種事業にかかる補助金事務全体の対応をどうしていくのか。
4. （以下は市長に問う） 市が民間の団体に補助している場合に、先の問題同様に、「交付条件不適合」「不適当な事業施行」等の検証がされずに「実績報告」などを受けとって済ませている市の姿勢に問題があると思う。一斉点検すべきではないか。
5. 補助金は、市の財政が緊迫している状況の中、あえて、貴重な市民の税金を原資として「民間団体の活動を支援する」という特徴がある。よって、相手方団体が、資産・資力に富む場合、預金等が相当程度ある場合、決算の余剰金が相当程度ある場合などは、それら団体への補助の必要性や額等を見直すべき時代だと私は考えるが、市長はどう考え、次年度以降どのような姿勢で臨むのか。

以上